

環境美化センターへ ごみを持ち込む時は

分別の徹底にご協力を！

環境美化センターへごみを持ち込む場合は、必ず分別してから持ち込んでください。

分別が出来ていない場合、持ち込んだ方に分別をしてもらうため、不要な時間がかかってしまいます。さらに、分別状況がひどい場合は、ごみを持ち帰ってもらうこともあります。

ご注意ください

洗濯ばさみやカミソリ、電池を入れたままの時計やおもちゃ、壊れた腕時計や携帯電話、生ご



▲環境美化センターへ持ち込まれたごみ

ごみの持込みのルール

▼持込みが可能な曜日

月曜日から金曜日(ただし、祝日・年末年始は除く)

▼持込み時間

午前9時～11時30分
午後1時～4時

▼処理手数料

家庭系ごみ…1000円/10kg
事業系ごみ…2200円/10kg

▼持込みができるもの

・町民の方が持ち込む家庭のごみについては、「ごみの分け方・出し方」に基づくもの。
※ただし、町では取り扱っていないものは受付できません。

・事業者の方が持ち込めるものは、事業者向けパンフレットに位置づけられる「可燃ごみ」及び「木製粗大ごみ」のみです。
※持ち込む場合は、事前に電話で確認のうえ、持ち込んでください。

▼注意事項

・町で取り扱わないものは持ち込まないでください。
・細かなものを持ち込む場合、不燃ごみ、金属類、資源ごみ、有害ごみなど、種類ごとに分別したうえで持ち込んでください。

環境美化センター

☎(72) 4438

— 良好な緑を守り育むために —

緑化の推進及び 緑の保全に関する条例を施行



本町の緑豊かな環境を保全するとともに、まちぐるみで緑化を推進し、住みよいまちづくりを行うために、緑に関する基本的な条例として、「大磯町緑化の推進及び緑の保全に関する条例」を制定し、平成26年1月1日から施行します。

緑の保全の概要

○保存樹木・保存樹林の指定

次のいずれかの要件を満たす樹木や樹林(樹木の集団)について、保存樹木・保存樹林に指定します。指定された樹木は、保全の義務が生じ、伐採等の行為が禁止となります。

保存樹木の指定要件

- ・地上1mの高さにおける幹の周囲が1m以上
- ・樹木の高さが10m以上
- ・株立ちした樹木で高さが3m以上

保存樹林の指定要件

- ・樹林の土地面積が300㎡以上(市街化区域内に限る)

○保存樹木・樹林に関する助成
保存樹木・樹林に指定された場合、樹木等の維持管理に必要な経費の一部を助成します。

- 保存樹木の助成金額
 - ・1本につき年額3千円
 - ・2本目以降は1本につき千円を加算
- 最高限度額は1万円

保存樹林の助成金額

- ・土地面積300㎡につき年額3千円
- ・300㎡以降100㎡当たり千円を加算
- ・最高限度額は20万円

※いずれも事前の相談が必要です。また、予算の範囲内での補助金ですので、年度途中で終了する場合があります。

緑化の推進の概要

緑化の推進として、いけがき設置やシンボルツリー植栽に関する助成制度もあります。

都市計画課 ☎内線243